

「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」に係る実施要領（2017）

本要領は「大垣女子短期大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」の各条に定められた事項を実施するにあたり、基準や手続きを示したものである。

【第9条（通報窓口の設置）】、【第10条（懲戒）】に関する事項

公的研究費の不正使用に関わる調査の手続きは、大垣女子短期大学公的研究費ハンドブック2017のとおりとする。

【第11条（不正関与業者の扱い）】に関する事項

取引業者から誓約書の提出を求める場合の依頼と誓約書の様式は、別紙第11条関連（取引業者様へのお願い）のものとする。なお、誓約書を求める取引業者は、一定の取引実績や不正リスク要因・実効性を考慮し選定することとし、公的研究費の取引実績が1件につき100万円を超えた業者とする。

【第12条（内部監査）】に関する事項

公的研究費の内部監査は、「公的研究費に係る内部監査の実施要領（2017）」に沿って行うものとする。